

3. キャラクター保護の現状と課題

日本においてキャラクターは、様々な場面で活躍している。人気のあるキャラクターは、顧客を吸引する魅力があり、商品の販売や役務の提供を促進する財産的価値を有するものとして扱われる。

また、ある物が顧客吸引力を有する場合に、当該物の名称等の無体物としての面における経済的価値を利用するような「物のパブリシティ」の存在も見過ごせない。

しかし、現行の知的財産法におけるキャラクターや物のパブリシティの保護は、十分なものではない。

近年、様々なキャラクターや物が登場し、インターネットを通じて急速に人気が出ること等から、商品の販売や役務の提供を促進するキャラクターや物のパブリシティの財産的価値は一層高まってきている。

キャラクターや物のパブリシティの保護に対して、現行の知的財産法の保護と限界を考察した上で、保護法益からして、不正競争防止法の改正が適切であることを提言する。

<担当講師>

宮川 美津子 TMI総合法律事務所 弁護士

<グループメンバー（塾生）>

太田 慈子 一橋総合法律事務所 弁護士

菅原 洋平 特許庁 審査第三部生命工学 審査官

秦 聡一 凸版印刷株式会社

吉田 淳一 よつ葉国際特許事務所 弁理士